

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和6年3月26日 開会時間・午前・午後0時11分 閉会時間・午前・午後0時33分
出席者	河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 南谷 清司 栗津 明 原 一郎 安井 智子 川柳 雅裕 野口 佳宏 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 南谷 佳寛 花村 隆 山田 紘治 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	松井市長 石黒副市長 吉村市長室長 橋本総務部長 三輪健 幸福祉部長 山田市民病院長 奥田消防長 浅井市民病院事務 局長 伊藤秘書広報課長 岩田職員課長 伊藤高齢福祉課長 南谷市民病院事務局総務課長 川田市民病院事務局医事課長 坂消防総務課長 堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	○ 非核平和都市宣言について ○ 現場指揮車の更新について ○ 羽島市民病院経営強化プランの策定について ○ その他	

【開会=午後 0 時 11 分】

藤川議長

全員協議会を開催いたします。それでは初めに市長室から報告を願います。

市長室長

市長室からは、非核平和都市宣言についてご報告します。3月議会定例会一般質問で市長が答弁しました通り、市政施行 70 周年の節目を捉え、平和意識の醸成と市の平和に対する姿勢を示すため、非核平和都市宣言を行います。7月7日予定の 70 周年記念式典の際に宣言を披露するため、4月にパブリックコメントを行い、6月議会定例会に議案として提出する予定でありますことをご報告します。

藤川議長

ただいまの報告についてご質問等ございますか。

(質問なし)

藤川議長

それでは続いて消防より報告を願います。

消防長

消防本部から消防署に配備しております現場指揮車の更新についてご報告いたします。

お手元の資料の写真 1 をご覧ください。ワゴン車タイプの車両をベースに、現場指揮活動に必要な移動式指揮運用作戦盤、これは救急車のストレッチャーを艀装したもので、車両後部から降ろして現場指揮本部にふさわしい場所まで移動して使用いたします。

写真 2 をご覧ください。車両後部に市民に注意喚起を行う LED 型電光掲示板で、「活動中」「火災は鎮火しました」「訓練中」など表示して、またテロップとして、例えば、「ただいま火災予防運動実施中」とか、「火災警報発令中」などと活用するものでございます。

次に写真 3 をご覧ください。倒立型 LED 照明設備で、夜間等において照明が必要な場合に、現場指揮本部や災害現場周辺で使用するものでございます。

この車両は 3 月 25 日、昨日から運用を開始しました。

藤川議長

ただいまの報告について、ご質問等ございますか。

(質問なし)

藤川議長

次に市民病院に報告願います。

市民病院長

市民病院からは経営強化プランを策定いたしましたのでご報告をさせていただきます。

本日二つの資料をお手元に配付させていただいております。一つ目が、資料1「羽島市民病院経営強化プラン概要版」と記載したもの、二つ目が、資料2「羽島市民病院経営強化プラン」でございます。

それでは資料2「羽島市民病院経営強化プラン」と記載した21ページある資料の1ページ目をお願いいたします。

最初に策定の趣旨等についてご説明いたします。令和4年3月29日付総務省通知の発出により持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインが示され、公立病院に対し、経営強化プランの策定が要請されました。当ガイドラインでは策定に当たっては、病院事業部局以外の企画財政担当部局や医療政策担当部局と連携することとされておりますことから、院内、市の関連部局と経営強化ワーキングプラン、ワーキング会議を開催し策定をまいりました。

また、経営強化プランを策定するにあたり、都道府県は、策定段階から地域医療構想等調整会議等の意見を聞く機会を設けることとされておりますことから、岐阜県の担当部局との調整を11月16日に行い、1月15日に開催された岐阜県地域医療構想等調整会議において協議され、ご承認をいただいたところでございます。

その後、外部委員を含めて構成する病院運営委員会を2月14日に開催し、当該経営強化プランについてご協議をいただき、ご承認をいただいたところでございます。

ここで羽島市民病院は市内で唯一の病院でございますので、経営強化プランの策定に当たっての背景として、羽島市の人口および患者数推計について触れさせていただきます。

次に3ページ目をお願いいたします。国立社会保障・人口問題研究所による羽島市の将来推計人口につきましましては、図表の通り、64歳までの人口が減少し、令和27年にかけて全体では減少すると推計されておりますが、一方で65歳以上の老年人口は増加することが見込まれております。

次に4ページをお願いいたします。将来推計人口に基づく患者数推計でございますが、図表の通り令和12年以降は令和27年にかけて、高齢患者が増加することに伴い、入院患者総数は増加、外来患者総数は横ばいとなることが見込

まれております。

それでは資料1「羽島市民病院経営強化プラン概要版」をお願いいたします。概要版4ページございますがまず1ページ目をお願いいたします。左側のプランの概要でございます。計画期間は令和6年度から令和9年度の4年間で、中長期を見据えた病院の役割、病院が目指すべき姿として三つのビジョンを設け、これら三つのビジョンを達成するため、地域包括ケアシステムへの貢献以下、五つの重点課題を掲げそれぞれの課題ごとに目的と具体的な施策を策定するなど取り組んでまいりたいと考えております。右側の施設概要につきましては後ほどご確認をお願いいたします。

2ページ目をお願いいたします。2ページ目から4ページ目にわたって今回の羽島市民病院経営強化プランの内容として、当ガイドラインで示されております三つの項目についての当院の方針考え方の概要を記載しております。1項目の役割機能の最適化と連携の強化でございますが、地域医療構想等を踏まえた当該病院が果たすべき役割機能、地域包括ケアシステムの構築に向けての果たすべき役割機能などの五つの柱を立てて整理をいたしております。

3ページをお願いいたします。2項目めの医師看護師等の確保と働き方改革でございますが、医師看護師等の確保、医師の働き方改革の対応の二つの柱を立てて整理をいたしております。3項目めでは経営形態の見直し、4項目めでは新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取り組みを整理いたしております。

4ページをお願いいたします。5項目の施設整備の最適化でございますが、施設設備の適正管理、デジタル化への対応の二つの柱で整理をいたしております。6項目めの経営の効率化等でございますが、4ページの右下の表として、経営の効率化に関する主な数値目標を掲げており、地域の医療提供体制を維持し続けるために、地域に根ざして患者の確保を図るとともに経費の削減などにより、令和9年度の経常収支黒字化を目指すことといたしております。

詳細につきましては後ほどお目通しをいただければと存じます。以上で羽島市民病院経営強化プランの策定についてのご報告とさせていただきます。

藤川議長

ただいまの報告について、ご質問等ございますか。

佐藤議員

ご報告ありがとうございます。図表の中でこれページ数

	<p>的には7ページ目なんですけれども、国立社会保障・人口問題研究所が作っているこの図表によると、このただし書きのところで精神疾患の患者数は除くというふうに記載をさせていただきます。一方で5ページ目の概要を見ますと診療科目に精神科って書いてありますのでその精神科に関してはどういうふうにお考えなのかということをお尋ねいたします。</p>
<p>病院事務局長</p>	<p>精神科につきましては、岐阜県の方針により入院患者さんを置く病院とかを配置を決めて医療施策を担当しておられますので検討政策に基づいて精神科についても対応していただけたらと思っております。</p>
<p>佐藤議員</p>	<p>精神科の推定外来患者数に関してはどのような見解をお持ちであるのかまた入院患者数に関してはどのような考えを持っているのか、もし今の時点で既に方針が決まっているのであればちょっとお聞かせください。</p>
<p>病院事務局長</p>	<p>精神科につきましては、以前、県の精神科の集約により総合病院で精神科の入院患者さんを置く病院の配置が決められた経緯がございます。このため当院では今、常勤がない状況でございます、市内の患者さん等で市内の医療機関の診療所とかにかかるとお医者さんの中から精神疾患もお持ちの患者さんみたいな患者さんで特に困ったという方については、月に数日、大学からお医者さんに来ていただいて診察していただいておりますが、基本的には常勤がおりませんので一般の専門の病院とか、先ほどの精神科医が常駐してるところで入院をしていただくということになるかと思っております。</p>
<p>藤川議長</p>	<p>他にご質問等ございますか。</p> <p>(質問なし)</p>
<p>藤川議長</p>	<p>次にその他でございますが、総務部より報告願います。</p>
<p>総務部長</p>	<p>総務部からは昨日議員の皆様方にお配りいたしました令和6年4月1日付人事異動内示につきまして、議会事務局関連部分について一部ご説明させていただきます。</p> <p>部長級職員につきましては令和6年度の異動において議会事務局長と監査委員事務局長の併任人事を行いました。こ</p>

の理由といたしましては、議会事務局また監査委員事務局、いずれも職員が少数の組織であり、特に監査委員事務局においては、一般職員2名となっております。この二つの組織におきまして、多忙時において、両組織の協力体制を取りやすい環境を作り、事務効率の向上を図ることを目的とし県内他市の実例を参考に行ったものでございます。

ちなみに県内他市の実例といたしましては令和5年5月1日現在県内21市中7市において議会事務局と監査委員事務局が局長を併任しているところでございます。それらの市における職員数につきましては平均して5人程度の職員数となっておりますが、羽島市におきましては議会事務局が4人、監査委員事務局が2名ということで合わせて6人の配置となっておりますが、今後より効率的な事務を図ってまいりたいと考えております。

藤川議長

ただいまの報告についてご質問等ございますか。

近藤議員

説明をいただくのが今初めてなものですから私の方でも調べてみないとわかりませんが県内の7市ぐらいが人数の関係で兼務してるってことですが、私ども、今までの経験でいくと、議会事務局と、監査委員の事務局ってのはまるっきり違う仕事であり、議会事務局も、監査のときは監査対象になり、その監査委員の方から、いろいろ指摘とか質問を受けてっていうのが仕事で監査委員やりますけども、基本的に人数削減という考え方がわかりますけども、監査する方と監査を受ける方が兼務してるってことは、これはいかなものかと思えますけれども。そうやって組織は発表されておりますけども、一番疑問に思うのはですね監査を受ける者と監査をする者と頭が一緒ということは、大変不自然というか考えにくいことですがその辺を、もう少しわかりやすく説明をお願いします。

総務部長

監査を受けると受けないって部分、会計の実地検査等もございますけれども、私どもといたしましては、あくまでもそれぞれの組織が非常に小さい人員で回しておりますので、あくまでも併任するのは一番上の局長の部分だけでその他の職員についてはそれぞれの仕事をやっていただくということでそれぞれ多忙なところを協力しやすい形で進めていただくということでこういう形をとらせていただきました。ちなみにこういった併任の形は議会事務局長との監査事務局が一緒のところもございまして、選挙管理委員

近藤議員	<p>会と監査事務局が一緒のところもございしますが私どもは羽島市の今までの流れ、経緯等も含めまして、今回議会事務局と監査委員事務局の併任人事ということでさせていただいております。</p> <p>そういうふう決められたらいいんです。私個人的にはですね監査する側と監査を受ける側と頭が一緒ということはこれはちょっといくら人数が少なくても、合理化することでもその筋道が全くちょっと違うような気がしますので、私個人的には、発令されとりますので、人事のことに關しては、あれですけども兼務ということはいささかいかげなものかと思ひます。反対、人事について本来は市長がやられることですけども、こういった人事、組織的なことには反対いたします。</p>
総務部長	<p>あくまでもあの局長は併任しておりますが、それぞれの課に監査課長とそれ議会総務課長はそれぞれ独立した形で存在しております。それからこの關係につきましてはあくまでも任命権者は議長と代表監査委員ということですので、それぞれの方々にあらかじめご相談させていただいております。</p>
近藤議員	<p>任命権は議長ですけど私も今日初めて、初めてじゃないですけど事前に何も報告なかったもんですから、私としてはそういった組織はいかげなものかということをお思ひますのでそういった意見を述べていきます。</p>
藤川議長	<p>他にご質問等ございしますか。</p> <p>(質問なし)</p>
藤川議長	<p>次に健幸福祉部よりご報告願ひます。</p>
健幸福祉部長	<p>健幸福祉部からは事前にお配りしております地域支援事業の業務委託に係る消費税の過払いについてご報告を申し上げます。</p> <p>事案の概要といたしましては、介護保険における地域支援事業の一部の業務委託において、本来、消費税法の規定により消費税を非課税で契約すべきところを、消費税を含んだ金額で契約を行い、消費税相当額を過払いしていただいております。</p>

過払いをしていた委託事業者は、一般社団法人羽島市医師会と、一般社団法人羽島歯科医師会の2法人、対象年度は平成30年度から令和4年度までの5年間、過払いの総額は164万6,962円となります。

経緯といたしましては、3月5日に委託事業者より県内他市での介護保険事業における地域支援事業の業務委託契約において、消費税の取り扱い誤りの事例があったとの情報提供があり、3月7日に本市において状況について調査確認をしたところ、2法人に対する業務委託が該当していることが判明したものでございます。

今後の対応といたしましては、過年度分である平成30年度から令和4年度までの消費税相当の過払い分については、委託先事業者から返還してもらう方向でこの22日に2法人に状況を説明し、返還のご承諾をいただいたところでございます。令和5年度の委託契約につきましては年度内に消費税相当額を減じた額で変更契約を行う手続きを進めております。

また、この事業には財源に国県の支出金を含むため、今後、国県からの指示によって過交付分の返還を行うこととなります。

再発防止策としましては、国や県から送付される制度改正や関連する通知文書について、これまで以上に精査し、法解釈や資料の確認を遺漏なく行うとともに、不明瞭な部分は国県に照会を行うなど、確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。

なおこの関係につきましてはこの後、報道機関に対して発表する予定をしております。  
健幸福祉部からの報告は以上でございます。

藤川議長

ただいまの報告についてご質問等ございますか。

(質問なし)

藤川議長

それでは以上で全員協議会を終了いたします。執行部の皆さんありがとうございました。ご苦労様でございました。

【閉会＝午後0時33分】